

学校いじめ防止基本方針

和歌山県立和歌山商業高等学校

平成26年 3月 20日作成

1 はじめに

いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ◆「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ◆外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3 いじめの理解

いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やい

じめの態様についてしっかりと理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNSという。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

(暴力を伴うもの)

○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等

(暴力を伴わないもの)

○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

○仲間はずれ、集団による無視をされる

○金品をたかられる

○金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

○嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

4 いじめの防止等の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、いじめ対策委員会を設置する。

イ いじめ対策委員会の構成員は次の通りとする。

校長 教頭 事務長	特別活動部	人権教育係（各学年 1 名）
	生徒指導部	部長・教育相談係、 スクールカウンセラー
	総務部	保健主事・養護教諭
	当該学年	学年主任
	当該クラス	正副担任
	当該クラブ	顧問

ウ いじめ対策委員会は次のような役割を担う。

- (ア) 学校いじめ基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割
- (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (エ) いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての生徒に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

各学年学期に 1 回の人権 LHR や外部講師による講演を始め、教育活動全体を通じて、生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ビジネス実務（インターンシップを含む）（2 年）・課題研究（3 年）で和歌山市や地域事業所との連携による企業等体験活動、ボランティア活動、クラブ活動等の異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 生徒会活動等の活性化

学級活動（ホームルーム活動）等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったり、協力しあう機会を設けることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

生徒が自らの力で問題を解決し、自主的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 生徒の人権意識の向上

人権LHRでの学習を通して、いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止めさせる。人権LHRは、「いじめ問題」と「障害者問題」を2本の柱として、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

人権LHR年間計画

	1年	2年	3年
1学期	「障害者と人権」 身の回りの障害者問題と現代社会が解決していかなければならない課題について学び、基本的人権についての認識を深めるとともに、それらの課題を現在の社会に生きる自分たち自身の問題として考える。	「いじめについて」 対人関係をうまく保ち、他人に対して思いやりの持てる人になるため、他者との違いを認め、自己肯定感を高め、共生していく意識を高める。まず客観的に自分を見つめ直す機会を提供する。	[進路と人権] 日本国憲法、現在使われている近畿統一用紙、かつての社用紙や身上調書などを参考にしながら、今の統一用紙ができるまでの過程を振り返りつつ、進路保障と人権との関わりについて考えさせる。
2学期	「いじめについて」 3つの手紙を通して、人はだれもがかげがえのない存在であることを学び、「いじめは」犯罪につながることを認識させる。また、人権を著しく侵害し、あってはならないことを理解させる。	「障害者と人権」 誰もが障害者になることを認識させ、障害者を取り巻く環境について学習する。 自分たちの問題として認識し、自分たちに何ができるのか何をすべきなのかを考えさせる。	「いじめについて」 実社会における職場での「いじめ」やストレスの対処方法について具体的な事例を挙げて学習する。 卒業後、職場や新しい集団の中で生き生きと過ごすためにはどうすれば良いかを考えさせる。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、生徒に授業規律を徹底させるとともに、生徒にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換したり、警察・教育行政機関・社会教育機関等の地域共育コミュニティや学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

情報モラルテキストを利用し、入学前学習として生徒と保護者がともに話し合いながら解答していくような課題を配布し、入学後は「情報処理」の授業のなかで定期考査の一部としてテストを実施し、インターネットの利用のマナーやモラルについての学習を行う。

生徒にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。（1・2年生対象で2学期に実施）

また、警察のネットパトロールとも連携して個別・具体的に生徒への啓発指導を行う。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

(ア) いじめアンケート等の実施

- ・いじめアンケートを5月、10月、1月に実施する。（1月は1，2年生のみ）
- ・アンケートは和歌山県教育委員会より指示されたアンケート用紙を使用する。
- ・アンケートの実施に際しては、以下の「いじめアンケート」実施の留意事項に従って実施する。

「いじめアンケート」実施の留意事項

特別活動部人権教育係

1 アンケート実施期間

平成 年 月 日 () ~ (1週間程度でお願いします。)

2 アンケートの実施にあたって

(1) 朝のSHRで「いじめアンケートを実施する前に」・「アンケート

用紙」を配布して下さい。

- (2) 「いじめアンケートを実施する前に」を読み上げてアンケートの趣旨を説明して下さい。
- (3) 家庭で記入して、翌日以降に提出することを確認して下さい。
- (4) 回収は、個別に提出させて下さい。
- (5) 欠席生徒は、登校後同様に実施して下さい。
- (6) 事情により登校できない生徒についても、家庭訪問等を行い、可能な限りアンケート調査を実施してください。

3 アンケート集計及び報告について

全員分揃いましたら、副担任の先生で集計していただき、正・副担任で確認・検討の上、問11「ア ある」、問15「ア ある」、問21「ア ある」と答えた生徒に対しては、担任が個別に面談して内容確認をして下さい。（面談は秘密裏に実施してください。）

その上で、アンケート集計結果報告書・面談報告書を人権教育係の学年担当までご提出ください。

人権教育係・学年担当 1年； 2年； 3年；

アンケートの回答用紙は担任の先生で保管して下さい。

なお、問11「ア ある」、問15「ア ある」、問21「ア ある」と答えた生徒に対しては、担任が個別に面談して内容確認→学年会での情報交換→人権委員会（いじめ対策委員会）の流れで対応します。

以上 よろしく申し上げます。

(イ) 教育相談体制の充実

- ・年度当初（4月）に生徒・担任の面談を実施する。
- ・1学期末（7月）、2学期末（12月）に保護者・生徒・担任の三者面談を実施する。
- ・担任は生徒の状況に応じて適時、面談や家庭との連絡を行う。
- ・1学期中間考査後に「生徒理解調査」を実施し、学校生活やクラス内での生徒の様子などについて個々の生徒の理解に努める。
- ・スクールカウンセラーとの面談により生徒・保護者の不安や悩み、いじめ等について相談できる体制を整える。

(ウ) 保健室・養護教諭の役割

- ・日常より健康管理・健康観察を行い、生徒の心身の健康状態を的確に把握する。
- ・身体症状を訴える生徒に、心因的背景を念頭に置きつつ丁寧な問診対応を行う。
- ・生徒の訴えを受容・共感の態度で受け止め信頼関係を築き、生徒が安心して辛さ

や悩みを表現できる雰囲気構築する。心身の安全安心を保障する。

- ・保健室に来室した生徒の様子で気になることがあれば、機を逃さず担任や関係職員に報告する。そのため、職員との連携を密にしておく。
- ・保健主事と連携し、心身の健康教育の実施推進にあたる。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の（ア）～（エ）に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

（ア）安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

（イ）事実確認

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

（ウ）指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発防止するため、スクールカウンセラーの協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

（エ）情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に必要に応じて提供する。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用し、年1回(5月)に校内研修を行うと共にOJTとして年間10回の「和風塾」を開催する。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、PTA総会や三者面談等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での生徒の様子を把握する。

(6) 継続的な指導・支援

いじめ対策委員会やスクールカウンセラー等を交えたケース会議等を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、いじめ対策委員会を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態(以下、「重大事態」という。)が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合

- ◆ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ いじめ対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。